

中央市ネーミングライツ事業事務取扱募集要領

中央市（以下「市」という。）では、中央市の公の施設（以下「施設等」という。）におけるネーミングライツパートナーを募集します。

ネーミングライツ取得を希望する事業者等は、中央市ネーミングライツ事業事務取扱要綱（以下「要綱」という。）及び関係法令に基づき応募をしていただきます。

1 目的

市は、施設等のネーミングライツ取得を希望する事業者等を募集し、対価を得ることで、市民サービスの維持・向上を図るとともに、市有資産等の有効活用及び新たな自主財源の確保し、ネーミングライツ取得を通して、企業ブランドや商品イメージの向上を図り、事業者等の社会貢献活動を促進することを目的とします。

2 募集概要

命名権を取得した者は市との契約により、施設等へ愛称を命名することができます。

ただし、市民の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更は原則としてできません。また、具体的な愛称は協議の上決定いたします。

（１）対象施設及びネーミングライツ料

対象施設及びネーミングライツ料は、別紙１のとおり。

（２）契約期間

原則として３年から５年までの間とし、年単位での契約とします。

（３）ネーミングライツ導入による愛称

ア 市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。

イ 市は契約締結後に愛称が定着するよう積極的な使用に努めますが、募集する名称は愛称であることから、条例で定める名称の変更はいたしません。

ウ 条例で定める名称を併記する場合がございます。

※道路標識等市以外が管理するものの表示変更に係る手続きについては、ネーミングライツパートナーが関係機関と協議の上、対応いただくことになります。

※その他の費用負担については、市と協議の上、決定いたします。

(4) ネーミングライツパートナー特典

特典については、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市の三者協議により決定をいたします。

また、ネーミングライツパートナーが、自身が管理するホームページや出版物等で、ネーミングライツパートナーであることを表示できます。

なお、これらの特典について、第三者への譲渡や転貸等はありません。

(5) 費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、原則として、次のとおりとします。

区分	ネーミングライツ パートナー	市または指定管理者
敷地内外の看板の表示変更	○	
市及び指定管理者が作成する HP 及び印刷物		○
原状回復費用	○	

※敷地内外の表示変更及び新規看板等の設置に関する条件については、市や関係機関と協議のうえ実施するものとします。

※印刷物の表示変更の内容は、印刷物の現存部数、改訂の時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

3 応募資格

市有資産等のネーミングライツパートナーとしてふさわしい事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）であって、要綱第4条第2項に該当しないこと。

4 応募手続

(1) 募集期間

1 特定施設型

令和8年8月3日(月)から8月31日(月) まで

2 提案施設型

随時募集

(2) 提出書類

- ①中央市ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）
- ②定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- ③法人等の概要がわかるもの（会社概要、パンフレット等）
- ④最新の事業計画書
- ⑤直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）
- ⑥直近1年分の納税証明書（法人税、法人事業税、法人市町村民税）
- ⑦印鑑証明書
- ⑧登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑨ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書
- ⑩暴力団との関係についての誓約書兼同意書（別紙2）

（3）提出部数

正本1部及び副本1部を提出してください。ただし、副本についてはPDF等のデータでの提出が可能な場合はデータで提出してください。

（4）提出先

中央市役所 総務部管財課 管理担当

〒409-3892 中央市臼井阿原301-1

（5）留意事項

- ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- イ 申込みに当たり必要な経費は、応募者の負担とします。
- ウ 申込書類等は返却しません。
- エ 応募内容及び選定結果等については、中央市情報公開条例に基づき、原則、開示対象となります。
- オ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

5 選定方法・選定基準

（1）選定方法

審査会において、申込者の状況、愛称案、応募金額及び期間等を総合的に審査の上、優先交渉権者を選定し、最終的に市長がネーミングライツパートナーを決定します。

なお、選定過程において申込者からのヒアリングを実施することがあります。

また、審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合、又は審査区分ごとの得点が一定基準（配点の6割）に満たない場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。

（２）選定基準

選定にあたっての主な審査項目は次のとおりです。

審 査 区 分	審 査 項 目	配 点
申込者の状況	・ 申込理由 ・ 企業の事業内容 ・ 経営の安定性 ・ 社会貢献に対する理解度、貢献度	4 0 点
愛称	・ 施設が有するイメージの反映 ・ 親しみやすさ、呼びやすさ	1 0 点
応募条件	・ 応募金額 ・ 期間	5 0 点
合 計		1 0 0 点

（３）選定結果の通知

選定結果については、全ての申込者に文書で通知します。

（４）指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設に申込みがあった場合は、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、指定管理者及び市の間で協議することとします。

6 契約の締結

- （１）ネーミングライツパートナーと市で必要事項の協議を行ったうえで、契約を締結します。契約期間の始期及び愛称使用期間の始期については、協議により決定いたします。
- （２）契約締結後に名称、所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を市ホームページ等で公表いたします。
- （３）契約期間終了前に、当該ネーミングライツパートナーより契約更新の申出があった場合、原則として中央市広告審査会の審査を経て、必要事項の協議を行ったうえで契約を更新いたします。

7 その他

(1) ロゴなどのデザインについて

愛称を表示する文字の配置や書体（以下「ロゴ」という。）及びマーク、キャラクターなどについて提案がある場合は、図面を提案してください。

(2) 知的財産権を取得する場合

ア 愛称等のロゴ等を商標登録する場合は、ネーミングライツパートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等は無償で利用できることとします。ロゴ等を第三者が使用する場合は条件等については、ネーミングライツパートナーと第三者が個別に協議をしてください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、ネーミングライツパートナーの責任で確認をしてください。

(3) 情報公開請求について

情報公開請求があった場合、「中央市情報公開条例」に基づき対応いたします。

(4) 施設の統廃合等について

契約期間内であっても、施設の統廃合、管理形態の変更等を行った場合、市は契約者と協議を行ったうえで契約内容変更や取り消しを行うことがあります。

この場合に生じた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとし、契約内容変更や取り消しに伴う原状回復や明け渡し等をしていただくこととなります。

(5) 愛称使用の一時制限

契約した施設にてイベント等を行う際に、主催者の要請等により施設の正式名称を使用する必要がある場合は、ネーミングライツパートナー・主催者・市の三者で協議の上、愛称の使用を一時制限する場合がございます。

8 問い合わせ先

中央市役所 総務部管財課 管理担当

住所：山梨県中央市臼井阿原 3 0 1－1

電話：0 5 5－2 7 4－8 5 1 7（管財課直通）

0 5 5－2 7 4－1 1 1 1（代表）

FAX：0 5 5－2 7 4－7 1 3 0

電子メール：kanzai@city.chuo.yamanashi.jp

中央市ネーミングライツ特定施設型対象一覧

No.	施 設 名	施設区分	住 所	最低募集価格
1	総合防災公園	公園	中央市布施 3564-1	1,500,000 円
2	玉穂ふるさとふれあい広場	公園	中央市乙黒 1-1	1,000,000 円
3	田富ふるさと公園	公園	中央市臼井阿原 2153-1	300,000 円
4	東花輪駅駐輪場	駐輪場	中央市布施 1430-14 中央市布施 1430-15	200,000 円
5	小井川駐輪場	駐輪場	中央市上三條 462-1	100,000 円

※消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※対象施設は、施設の規模、利用者数、広告効果、他の自治体の類似施設の契約金額などを勘定し設定します。

※年度の途中でネーミングライツパートナーとなった場合、初年度のネーミングライツ料は、契約日の属する月から発生するものとなります。

※その他の施設等の募集も受付を行います。中央市広告掲載要綱第 10 条の「中央市広告審査会(以下「審査会」という。)」にて、提案していただいた金額等から審査します。

年 月 日

中央市長 様

団 体 名
所 在 地
代表者名 印

暴力団との関係についての誓約書兼同意書

中央市ネーミングライツパートナー申込書の提出に際し、当団体及び次に記載した当団体の役員等(以下「当団体等」という。)について、中央市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。また、市長が必要と認めるときは、当団体等に関して暴力団及び暴力団員等に該当するかどうかについて山梨県警察本部に照会することに同意します。

なお、役員等の中から山梨県警察本部が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは優先交渉者の取消し又は命名権の取消しをされても異議を申し立てません。

商号又は名称					
所 在 地					
代表者 役員等	役職名	フリガナ ----- 氏 名	生年月日	性別	現 住 所

備 考					

- ※ この名簿には、登記事項証明書（商業登記簿謄本）の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
- ※ 常勤・非常勤を問わず記載をお願いします。
- ※ 役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。